

平成30年 8 月31日提出

平成30年9月市議会定例会

説明書・参考

島 田 市

説 明 書

議案第61号 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成30年3月に定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により国の基準において放課後児童支援員の資格要件が改正されたことを受け、島田市においても同様の改正を行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第62号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成30年3月に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税における基礎課税額の課税限度額を改めるとともに、マイナンバーによる情報連携が開始されたことに伴い、倒産、解雇、雇い止め等の特定理由により離職した被保険者が申告する場合の証明書等の提示要件を見直すため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第63号 市道路線の認定について

宅地分譲により寄附を受けた5路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第64号 市道路線の廃止について

昭和59年3月に一括認定した路線のうち、宅地分譲に伴い寄附を受けた路線の影響により区間の見直しを行う1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第65号 平成29年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度未処分利益剰余金のうち、9,800万円を自己資本金へ組み入れ、1億8,900万円を建設改良積立金に積み立て、その残余を翌年度繰越利益剰余金とするため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

目 次

議案第61号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第62号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	3
議案第63号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	5
議案第64号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	10

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第61号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新 条 文

(職員)

第11条 省略

2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5)

↳ 省略

(9)

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(職員)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>) 省略</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)</p> <p>) 省略</p> <p>(9)</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

新 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3 省略

4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)

イ 省略

(3)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

対 照 表

旧	条	文
		(課税額)
	第2条	省略
	2	前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。
	3	省略
	4	省略
		(国民健康保険税の減額)
	第23条	次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>54万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。
	(1)	
	イ	省略
	(3)	
		(特例対象被保険者等に係る申告)
	第24条の2	省略
	2	前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



元島田東28号線

元島田公園

島田商業高等学校

伊太谷川

国道島田岡部線

水本通本線

市道認定路線位置図



市道廃止路線位置図



